

令和 2 年度予算編成方針

【現状と課題】

本市の財政状況については、平成 30 年度一般会計決算において、平成 16 年度から 15 年連続して実質収支の黒字となった。

また、従前から実質収支赤字等を抱える各会計においても収支改善が進んでいることにより、平成 24 年度から 7 か年引き続き連結実質収支の黒字を堅持することができた。

さらに、平成 29 年度に引き続き、土地開発公社の保有土地の買い戻しを進める中でも、実質公債費比率が前年度と比べ 1.8%減少し、11.9%に改善。将来負担比率においても 23.6%減少し、68.2%となり、着実に改善している。

これらは、全庁、全会計を挙げての財政健全化に向けた取組みの成果によるものであり、平素から現場で職務に精励されている職員の皆様方には、深く敬意を表するものである。

しかしながら、公営企業における資金不足比率が、病院事業会計で 8.8%と見込まれることや、今なお、全会計を合わせると約 600 億円の地方債残高があること、また、約 22 億円の保有土地を土地開発公社はかかえていることなどから、依然としてきびしい財政状況にあることに変わりはなく、引き続き財政の健全化による各財政指

標の改善に努めなければならない。

【予算編成にあたっての考え方】

令和２年度予算編成にあたっては、引き続き「第４次泉大津市総合計画」が掲げる基本構想における「まちの将来像」の実現に向けて、総合計画の体系に沿った各施策・事業の展開を図るとともに、「泉大津市公共施設適正配置基本計画」のスケジュールに従い、公共施設の改修・統合・複合化を進めていかなければならない。

その上で、「将来に希望がもてる、元気な泉大津をつくる」ための３つの“志”である「憩いとふれあいのまちづくり」、「０歳から１００歳の人づくり」、「地域経済を元気に」する取組みを進めていくためには、行財政改革を進め、事業の整理を行ない、先駆けた取組みを重ねることで、「まちの可能性を最大限に引き出し、持続可能な質の高い行政サービスを実現」する。

これらの財源を担保できるよう、「泉大津市財政運営基本方針」の基本原則に則った予算査定を行うものとする。

I. 「第4次泉大津市総合計画」の体系に沿った施策・事業の展開

令和2年度予算は、「第4次泉大津市総合計画」6年目の事業予算である。

令和2年度は計画の中間見直の年度となるが、各部局においては、引き続き、基本構想における「まちの将来像」の実現に向けた施策の展開を図るとともに、既存事業については、あらためて目的・理念を再確認し、必要な見直しを行い、より効率的・効果的な実施方法の導入を積極的に行うものとする。

II. 「泉大津市公共施設適正配置基本計画」に基づく公共施設の整理

平成29年6月に策定した「泉大津市公共施設適正配置基本計画」に示す「基本理念」と「5つの基本方針」の考え方に沿い、第1期から第3期まで設定しているスケジュールを基本として、対応を進めていくものである。第1期は平成29年度から令和3年度の5年間と設定されており、令和2年度予算においては、第1期に該当する施設について、実施時期を見定めた上で、具体的な対応方法を検討し、必要な経費を適切に要求されるとともに、第2期への具体的な対応方針を検討されたい。

Ⅲ.「将来に希望がもてる、元気な泉大津をつくる」ための 3 つの

“志”の実現

3つの“志”である「憩いとふれあいのまちづくり」、「0 歳から 100 歳の人づくり」、「地域経済を元気に」するためには組織の活性化を図り、知恵を絞れる体制づくりが必要であるが、令和元年度においては、これまでの業務プロセス・課題等の可視化やその改善策の検討結果を踏まえて ICT を活用した具体的な業務改革に着手している。また、職員研修の強化により、地域課題を解決できる「次世代のリーダー」となる職員の育成や、将来有望な人材を獲得するための取り組みも進めている。今後も、既存の枠組みや概念に囚われず、いろいろな視点や発想、あらゆる角度からのアプローチを試みる必要があり、またそれを進めていくものである。

Ⅳ.「泉大津市財政運営基本方針」に基づく財政健全化の推進

冒頭にも述べたとおり、本市の財政状況は改善の傾向にあるものの、決して楽観視できるものではなく、今なお全国的にも府内においても低位の水準にある。

さらには、人口減少や国の動向により市税、譲与税交付金・交付税

などの経常的な歳入の減額が近年続いている一方、行政需要は増すばかりで、財源の見通しを誤れば、再び健全化判断比率を悪化させる恐れがあり、極めて慎重な財政運営を強いられているところである。

このような中、「第4次泉大津市総合計画」の個別計画である「泉大津市財政運営基本方針」を策定し、財政運営の基本原則と収支計画を定めており、計画に沿った財政運営を行うことにより、財政の健全化、健全化指標の改善に努めているところである。

令和2年度予算編成にあたっては、この計画の基本原則に則りながら、財政健全化に向けた財政規律の確立を図っていくものとする。

〔目標実現に向けた財政運営の基本原則〕（「泉大津市財政運営基本方針」より）

①後年度負担の軽減に資する地方債の発行・抑制

計画期間内の予算の地方債の発行額は、各事業費の抑制と事業実施年度の平準化により、地方債の元金償還予定額を下回ることを原則とし、地方債残高の着実な縮減を図る。

②一般財源ベースに基づく予算要求・査定の徹底

特に国の義務付けのない地方単独事業の新設・拡充にあたっては、既存・継続の事業費の見直し・縮減や適正な受益者負担を求めると

ともに、国府補助金・交付金の要望などにとどまらず、民間資金の活用をも念頭に入れて、広く柔軟に財源確保等を検討されたい。

③職員数の適正な管理と人材育成

職員数の適正な管理に努め、事務事業の効率化及び多様化する市民ニーズに対応できる職員育成のための研修の充実と、人事評価制度の導入による職員の能力、資質、勤労意欲の向上を図る。

④特別会計、企業会計及び土地開発公社の健全化

特別会計では、平成 30 年度末において駐車場事業特別会計の累積赤字を解消した上で特別会計を廃止、一般会計へ事業を引き継ぐことができた。その結果、すべての特別会計の黒字化が実現した。

しかしながら、市立病院事業会計については、平成 30 年度決算において資金不足比率が 8.8%となる見込みで、前年度より悪化していることから、今まで以上に公営企業としての経済性を最大限発揮するよう経営の改革が必要である。

土地開発公社については、平成 30 年度に経営健全化方針を策定しており、引き続き、市による公社保有土地の買戻しを進める中で、財政規模に対しての保有割合を 10%未満に引き下げ、将来的には、公社保有土地すべての解消を図っていく。

⑤新地方公会計制度に基づく財務諸表の整備と財政状況の公表

全国統一的な基準による新地方公会計制度に基づく財務諸表を平成 29 年度より整備しており、本市財政の現状と課題、めざすべき方向性など財政健全化に係る情報の開示に努める。

【最後に】

本市の財政状況は、冒頭での説明のとおり、全体としては、着実に改善が図られてはいるものの、個別に状況を見れば、まだまだ多くの課題をかかえている。病院事業会計では財政健全化法上の資金不足比率の悪化が見込まれ、改善している実質公債費比率においても、未だ府内ワースト 6 位、将来負担比率は同 8 位に位置している。これらの順位に象徴されるように、本市の財政健全化は未だ道半ばである。

また、自然災害等が全国各地で頻発しており、本市においても前年には台風 21 号により甚大な被害を受けたが、災害対応・応急復旧などの緊急時における財政面での備えは、今なお脆弱であり、財務体質の強化、財政調整基金等の積み増しも急務である。

歳入の見込みについても、今後も市税等を含めた経常的な歳入は

縮減されていくことが懸念され、国からの補助金・交付金も不安定であるため、令和 2 年度の予算編成にあたっては、非常に不透明な状況にある。

他方、歳出においては、社会保障関係経費を主とした、義務的な経費の増加は今後も見込まれ、こうした状況の中で、収支の均衡を図るためには、事業の取捨選択、優先順位付けが今まで以上に必要である。

その上で「将来に希望がもてる、元気な泉大津をつくる」ためには、職員各位において、一人ひとりが常に改革の視点を持ちながら、創意と工夫による効率的で効果的な行財政運営に取り組まれるよう最大限努力されたい。